

(仮称)「道の駅ようか」整備事業

# 実 施 方 針

平 成 17 年 1 月

養 父 市

## 目 次

1 . 事業の趣旨	2
2 . 他計画との関連	5
3 . PFI 方式導入検討の経緯	5
4 . 特定事業の選定に関する事項	7
5 . 事業者の募集及び選定に関する事項	11
6 . 事業者の責任の明確化等適性かつ確実な事業の実施の確保に関する事項	14
7 . 施設の立地並びに規模及び配置に関する事項	15
8 . 契約の解釈に関して疑義が生じた場合の措置に関する事項	15
9 . 事業の継続が困難になった場合の措置に関する事項	15
10 . 法制上金融上及び税制上の支援などに関する事項	16
11 . その他に関する事項	16

< 資料 - 1 > 位置図

< 資料 - 2 > 事業スキーム ( 参考 )

< 資料 - 3 > 造成計画図

< 資料 - 4 > 情報ターミナルについて

< 資料 - 5 > 敷地内の市道について

< 資料 - 6 > 造成計画図 ( 提案範囲 )

< 様式 - 1 > 実施方針に関する説明会参加申込書

< 様式 - 2 > 実施方針に関する質問書

< 様式 - 3 > 実施方針に関する意見・提案書

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律 ( 平成 11 年法律第 117 号 ) 第 5 条 3 項の規定により、( 仮称 ) 「道の駅ようか」整備事業の実施方針を公表します。

平成 17 年 1 月 14 日

養父市長職務代理者・養父市助役 和田 金 男

## 1．事業の趣旨

### 1 - 1．養父市の現況と課題

養父市(以下「市」といいます。)の八鹿町は、古くから、出雲、伊勢、丹後へ通じる山陰街道、湯島街道、出石街道および日本3妙見の一つである日光院・名草神社参詣のための街道の分岐点として、その時代時代に繁栄を見ました。特に大正、昭和初期においては、妙見杉や養蚕を中心とした農林業の中継基地として栄え、昭和に入り卸売業を中心に商業の町として発展しました。しかし、昭和60年を境に、それまで横ばいであった人口は、都市部への人口流出と少子高齢化の波に押され、急激に減少しています。特に、山間部等の小規模集落では高齢化と過疎化が著しく、集落機能が維持できない状況になりつつあります。

商業の状況は、近年、近隣地域に郊外型の大規模店が進出したため、但馬地方はもとより、県下有数の規模を誇っていた旧八鹿町内の商店の年間販売額は下降傾向にあります。また、後継者不足と相まって商業者に大きな影を落としています。

農林水産業では、妙見杉・轟大根・鮎・蛇紋岩米といった豊富な地域産物がありながら、これらを十分に生かした地域産業を興す努力が欠けていたことは否定できず、大規模生産地から安い農林水産物が入り、市内の農林水産業規模では対抗できない状況にあります。また、農林業の後継者不足が農地、山地の荒廃化に拍車をかけています。市には農地22,627ha、林地128,852haの広大な農林資源がありますが、その機能を十分に発揮しているとは言いがたい状況であり、改善が急務です。農林業を取り巻く環境悪化と有害鳥獣による農作物の被害が拡大しており、農林業の経営を圧迫している状況にあります。

これらの社会的要因や近年の経済情勢から税収が大きく減少し、市の財政に大きな影響が生じています。財政基盤の立て直しと地域の再生を図るため、平成16年4月1日に養父郡4町(八鹿町、養父町、大屋町、関宮町)が合併し「養父市」が誕生しました。新市は、今、地域の発展を目指して大きく動き出そうとしています。

また、低迷する地域社会の中であって、5年先、10年先の自分たちが住む地域をどのようにすべきかを考える「まちづくり協議会」等が地域住民により設立され、地域の再生を図るため、地域資源の掘り起こしや地産地消運動、地域コミュニティの構築活動に取り組んでいます。「まちづくり協議会」等では、他地域との連携や地域情報を発信する機会を得るため、地域連携および情報発信を行う場を強く求めています。

地域住民による自立運動が活性化する中で、養父市八鹿町高柳地内(旧八鹿町)に、「北近畿豊岡自動車道」の整備の一貫として、双方向のインターチェンジ(仮称)「八鹿インターチェンジ」が設置されることが公表されました。このような経緯をたどり、旧八鹿町において、平成12年度より「地域間交流」と「地域活性化」の観点から(仮称)「八鹿インターチェンジ」の付近に(仮称)「道の駅ようか」を整備することが計画されました。

旧八鹿町は合併し養父市となりましたが、養父市の財政も厳しい状況で、事業を効率的に行う

手法を検討する必要があります。「財政支出の縮減」と「施設の効率的運営」のバランスを取りながら、地域を取り巻く諸課題の解決と合わせて事業の推進を図ることが課題となっています。

## 1 - 2 . (仮称)「道の駅ようか」の必要性

(仮称)「道の駅ようか」整備事業(以下「本事業」といいます。)は、衰退する農林水産業の活性化、通行者の安全・安心の確保及び地域振興を促進することを目的に計画されたものです。

前述の諸課題の中で、特に農林業をめぐる環境は、後継者不足や大規模生産地から入る安価な商品により年々厳しい状況となっています。農林業に関する課題の対策には、地域間の交流、地域文化、観光業等の他分野との連携を深めることが非常に重要であり、多くの人との関わりにより課題を解決し、地域農林業の発展を見出すことができるものと考えます。

また付近に北近畿豊岡自動車道(仮称)「八鹿インターチェンジ」の設置が決定されたため、この一帯は新たな交通の要衝地となることが想定されます。

従って、通行者の安全確保や農林水産業の活性化、さらには地域振興を図るため、将来の展望が見込める養父市八鹿町高柳地内の約2haの敷地に「道の駅」を整備することとし、平成18年の開業を目途に準備を進めています。

「道の駅」のあり方の検討を行う中で、旧八鹿町及び養父市が抱える諸課題を整理した結果、以下に示す3つの機能を備えた「道の駅」の整備を行うことを考えています。

### 地域産業(農林水産業)振興・地域連携機能を持つ施設としての必要性

農林水産業をめぐる環境は年々厳しさを増しています。その要因は生産者の高齢化、後継者不足、競争力の低下及び生産量の減少傾向にあり、加えて生產品の販売市場の開拓が時代に即していないことにあると考えます。

市ではこのような現状を踏まえて、地元農林水産物の新たな流通システムの開発及び市場の開拓・整備を強く推し進めることが、諸課題の改善に繋がるものと考えます。

販売の強化を図るため、市内で活動しているまちづくりグループ、農林水産物加工グループ、有機栽培生産者グループ、個人生産者(農林水産業者)及びJA等との連携を図り、併せて観光や商業的な思想を持って、地域に埋もれている食文化、生活文化、歴史文化等の掘り起こしを行うことが重要であると考えます。このことは、地域住民に対し地域には多くの資源があることの再認識と、その活用が有益であることを自覚させるための強い刺激となり、地域の元気・活性化に大きな影響を与えるものと期待されます。

その結果、生産者同士の地域間連携や営農情報の共有連携等が図られ、地元生産者と他地域住民との農林水産物を通じた交流により生産物の販売が促進され、農林水産業所得の向上、後継者

の確保、高齢者の生きがいがづくり、農林地の保全及び観光等の他分野とのコラボレーションが実現され、地域の活性化や地域環境の改善に大きく寄与するものと考えます。

また、この手法を繰り返し、フィードバックしていくことにより独自性・地域性のあるオンリーワンの高生産性かつ高質高次元な農林水産業環境が整備されるものと期待されます。

#### リフレッシュ機能を持つ施設としての必要性

建設予定地の前面を走る国道9号は、九州及び米子方面を往来する大型商業車両や山陰方面への観光客の通行が頻繁です。これに加えて将来北近畿豊岡自動車道が開通することにより、阪神間との時間的距離が大幅に短縮され、交通量が大きく増加することが予想されます。

また、当市内には旧養父町内の国道9号沿線と円山川右岸道路沿線に「道の駅」がありますが、既存の「道の駅」とは個々の持つ機能が異なっていることから、機能分担を図りたいと考えています。さらに冬季において当地から北部は極端に積雪量が多くなることから、スキー客が国道9号沿線の道端に車両を止め、タイヤチェーンの脱着を行っている光景が多く見かけられます。(仮称)「八鹿イターチェンジ」開設に伴う交通量の増大と相まって、交通事故の増加が危惧されるところです。このため市は旅行者や通行者へ十分な休憩と休息が行える場所を提供したいと考えています。市では施設全体が公園であるイメージを持っています。施設内の空間において通行者が地域住民や地域文化に触れ、地域の産物を食することにより体と心をリフレッシュできる場所にしたいと考えます。

本施設は、通行者の交通安全に大きく寄与すると共に、地域住民にとっても憩いの場所として活用ができるものと考えます。

#### 情報集積・発信機能を持つ施設としての必要性

但馬地域は山あり、海ありと自然豊かな場所です。この地域には、多くの史跡や観光施設、祭り、特産品等があります。本施設が完成することにより、地域の情報がここに集まり、この地から情報を発信することは、市のイメージの向上ばかりでなく、但馬地域の中核都市としてのステータスが得られます。情報は人を集めると同時に地域間の交流に大きな弾みをつけるものと考えます。本施設は、遠来のお客様ばかりでなく、地域住民に対しても多くの情報を提供することができます。

情報集積・発信機能を持つ施設のイメージは、但馬地域内に埋もれているあまり知られていない歴史遺産や伝統芸能、工芸品、生活様式や建築様式等の生活文化、郷土料理等の食文化、町並みや自然景観などの地域資源を掘り起こし、これらの資源と農林水産物とをリンクさせ、当施設内で案内、展示、販売、実演、さらには施設利用者が短時間かつ簡単に参加できる体験イベント等が行うことにより「但馬地域の良さ」を知っていただける場所です。

本施設の機能は、市の地域特産品の開発や観光資源の発掘等、地域興しの起爆剤となり、低迷

する農林水産業の活性化に大きく貢献するものと期待しています。

また、この施設において地域住民と通行者が接する機会を提供することにより、地域が刺激を受け、活性化することを強く期待しています。

## 2. 他計画との関連

本事業は、平成 15 年 6 月に養父郡合併協議会が策定した養父市「新まちづくり計画 主要施策（2）活力と賑わいのまちづくり」中の次の項目に該当するものです。

- 1) 農林水産業の振興 産地づくりの推進、担い手の確保、都市交流型生産の拡大等  
環境配慮型農業の推進
- 3) 観光の振興 観光・レクリエーション施設の連携・充実
- 4) 総合的な地域産業の振興 産業連携の推進、情報発信体制の充実

また、「但馬ふるさと市町村圏計画」の実実施計画においては、地域産業振興施設としての「道の駅」を整備するため、国の「新山村振興等農林漁業特別対策事業」および「中山間地域総合整備事業」を活用し、整備する計画が盛り込まれています。

このように、本事業は、地域活性化を担う重点プロジェクト外として位置付けられています。

## 3. PFI方式導入検討の経緯

旧八鹿町は、平成 12 年度に「道の駅」の事業実施を打ち出して以来、地元説明会、地権者会議、有機野菜栽培グループ等のヒアリングを行ってきました。また、道路情報施設の整備を行う国土交通省や、地域連携施設を農林水産省の補助を受けて整備を行うため、兵庫県と事務折衝を重ねてきました。市場調査、施設計画、事業化の検討も重ねてきたところです。

施設が国庫補助を受けることから、運営組織として公共団体、農業協同組合、第 3 セクター等でなければならないとの制約があり、当初「第 3 セクター」での運営を中心に検討を重ねてきました。しかし、第 3 セクターを構成する出資団体をどのように選定するのか、第 3 セクターを構成した場合、実際に運営管理を行っていく支配人をどのように選定・配置していくのか等の問題がありました。

そのような中、国は平成 16 年 1 月に「新山村振興等農林漁業特別対策事業」の補助を受けて整備を予定している施設について、「平成 16 年 4 月からは PFI 方式での整備も可能である」との方針を打ち出しました。これ以降、PFI 方式による整備方法を検討に加え、これまでの検討結果や、過去に経験した事業運営面での反省点を参考に、整備後の施設運営を「誰が」「どのようにして運営し」「市が投資した資金をどのように有効利用するか」について検討を行ってきました。

**直 営 型**・・・経営ノウハウを持たない公共が事業全体を主導することになるため、コストや運営面で様々な問題が表れています。

**公設民営型**・・・設計・建設段階に「運営」を行う民間事業者が関わっていないため、利用者の動線や維持管理面で不都合を生じる事例が見られます。

**第3セクター方式**・・・リスク分担が明確でないため、責任を持った運営が行われないことが指摘されています。

**P F I方式**・・・選定された民間事業者（以下「選定事業者」といいます。）の持つ経営理念から生まれるアイデアや自由な発想、コスト低減、魅力等を十分に引き出しながら、選定事業者の持つ経営ノウハウと資金力を十二分に活用するもので、実態に即した効率的な事業運営が期待できます。選定事業者が設計から運営にいたるまでを総合的にマネジメントする事業手法です。

以上の検討より、本施設の整備及び運営を従来型の3方式で実施した場合、市が施設のポテンシャル（潜在能力）を十分に発揮させることは極めて困難な状況です。

本事業は、優秀な民間事業者がその優れた能力を発揮させることが可能なP F I方式が適切と考えています。選定事業者には、施設の効果的・効率的な設計・建設・運営を行うことにより、地域の農林水産業や地域活性化の核施設として、市の発展に大きく寄与する施設に整備されることを期待します。

#### 4 . 特定事業の選定に関する事項 (事業概要と民間事業者に期待する業務内容)

##### 4 - 1 . 事業の名称

(仮称)「道の駅ようか」整備事業

##### 4 - 2 . 公共施設等の種類

道の駅施設 (地域産業 (農林水産業) 振興・地域連携機能、リフレッシュ機能、情報集積・発信機能)

##### 4 - 3 . 公共施設等の管理者

養父市長職務代理者・養父市助役 和田 金 男

##### 4 - 4 . 事業内容

###### (1) 事業概要

仮称「道の駅ようか」の整備は、国土交通省と連携して整備を行うもので、地域産業 (農林水産業) 振興・地域連携機能、リフレッシュ機能、情報集積・発信機能を兼ね備えた「地域交流ゾーン」、「バスターミナルゾーン」及び「情報ターミナルゾーン」から構成され、施設の設計・建設、運営、維持管理を行うものです。このうち、市がPFI方式で事業を行う部分は、「地域交流ゾーン」、「バスターミナルゾーン」であり、「情報ターミナルゾーン」は国土交通省が整備します。また、敷地内の市道については、市が整備します。

本施設は、周辺の既存施設との共生、利用者の利便性、施設の特異性を考慮し、施設利用者へ良質なサービスを提供するものとします。

###### 施設の立地条件

阪神間から約2時間、山陰海岸から約1時間の位置であり、計画予定地付近に北近畿豊岡自動車道 (仮称)「八鹿インターチェンジ」の開設が予定されています。

###### 施設の予定地

場所：養父市八鹿町高柳字野原 241 番地 1 外

用地：敷地面積 7,580 m<sup>2</sup> (地域交流ゾーン：7,042 m<sup>2</sup>、バスターミナルゾーン：538 m<sup>2</sup>)

###### 土地の取得等に関する事項

建設予定地 (「地域交流ゾーン」、「バスターミナルゾーン」) は市の借地です。



事業に必要な施設のうち市が準備するもの

土地、上下水道の本管（ただし、事業地内の上下水道は選定事業者が設置します）

#### 要求サービスと施設規模

「地域交流ゾーン」には、但馬地域内の様々なジャンルの情報を集積・発信できる機能や、地元農林業従事者や生産者グループ等が自由に出荷し、施設運営者が販売管理する直売機能及び地元産品を販売する物販機能、地元食材供給による食事機能および加工機能、様々なグループが活動できるイベント広場、事務室、駐車場を求めます。

「バスターミナルゾーン」は、施設利用者や地元住民が利用するバス停留所となることから利便性や安全性を考慮した施設を期待しています。

周辺の地域資源や観光資源との連携等により、年間 380,000 人程度が利用する規模の施設を期待します。また、集客数を増やすために、「地域交流ゾーン」において本施設と一体となって地域振興に貢献する付帯施設を期待しています。

本施設の施設構成は以下のとおりです。

- ・地域交流ゾーン：延床面積 900 m<sup>2</sup>程度を想定

休息・休憩施設、地域資源情報等の案内施設、地元農林水産物直売施設、食材加工施設、食事施設、事務室、外構、駐車場(小型 80 台程度を想定)、イベント広場、その他（地域振興に寄与する付帯施設）

- ・バスターミナルゾーン：バス停、バス待合所、トイレ、バス駐車場（2 台分）、外構

以上の施設について、エバーグリーンデザインを取り入れることを期待しています。

#### 建物構造

主体構造は木造を基本とし、周辺の景観に配慮した建物。

### (2) 事業形態及び運営形態

#### 事業形態

PFI 事業は「地域交流ゾーン」及び「バスターミナルゾーン」を対象とします。敷地は市が造成し、選定事業者が施設の設計・建設を行うものです。施設は建設直後に市へ譲渡し、「選定事業者が、一定期間業務を行う契約」を市と選定事業者の間で締結する「BTO方式」を考えています。

#### 運営形態

選定事業者は、施設の開業後 15 年間の事業期間中、自らの責任で施設運営を担い、本事

業からの収入により堅実な経営を行い、確実な維持管理と質の高いサービス提供を行うこととします。市は、選定事業者がこの施設を整備・運営し、質の高いサービスを常時提供することに対する対価として、予め定められる「一定のサービス対価」を支払います。このサービス対価は市が実施する場合よりも効率的で質の高いサービスを提供することに対する対価です。なお、このサービス対価額は、市が実施した場合の市の想定財政支出総額を上回ることはありません。

選定事業者の提案により、周辺市町村の施設に劣らない質の高い魅力ある施設が建設され、創意工夫のある効率的且つ利用者にとって魅力的な施設が運営されることを期待しています。

#### 管理方法

施設の管理方法は、基本的に「貸付制度」を考えています。この場合、「施設賃貸料」は徴収します。なお、公の施設となった場合には「指定管理者制度」を検討します。

#### 4 - 5 . 業務内容

業務の範囲は以下のとおりです。

施設の設計及びその関連業務

施設の建設及びその関連業務（工事監理業務等）

備品整備業務

建築許認可等の手続き業務及びその関連業務

「新山村振興等農林漁業特別対策事業」の計画変更と国庫補助金交付申請の補完業務  
完成後の当該施設の市に対する譲渡、市から貸付を受けた施設の事業期間中の運営・維持  
管理業務

事業期間終了時における引継ぎ関連の諸手続き業務

選定事業者には、応募要綱などに示された市の条件を満たした上で、民間の創意工夫を凝らし、経営能力・技術的能力を十分に活用した業務を行って頂きたいと考えます。

#### 4 - 6 . 事業のスケジュール予定

- |                   |                   |
|-------------------|-------------------|
| ( 1 ) 平成 17 年 9 月 | 事業者との契約           |
| ( 2 ) 平成 17 年 9 月 | 詳細設計開始            |
| ( 3 ) 平成 18 年 3 月 | 建設着工              |
| ( 4 ) 平成 18 年 9 月 | 開業（事業期間は開業後 15 年） |

#### 4 - 7 . 特定事業の選定に関する事項

##### 選定方法

本事業をPFI事業として実施した場合に、市の財政資金の効果的且つ効率的活用が図られることが見込まれる場合に限り、特定事業として選定し公表します。

##### 選定基準・手順

次の手順により、客観的評価を行い、評価の結果を公表します。

- ( 1 ) 従来方式により、公共事業として、市が事業を実施すると仮定して算出した財政支出(ライフサイクルコスト、現在価値ベースで表す:PSCのNPV数値)
- ( 2 ) PFI事業とした場合の財政支出
- ( 3 ) 事業者に移転されるリスク分の調整
- ( 4 ) VFMの算出
- ( 5 ) PFI事業として実施することの定性的評価
- ( 6 ) 総合的評価

##### 選定結果の公表

選定基準・手順に従い行った特定事業の選定結果は市の公告等により公表します。

## 5．事業者の募集及び選定に関する事項

### 5 - 1．募集方法、選定方法

#### (1) 募集方法

公開募集方式とし、市の公告による「応募要綱の公表」を考えています。

#### (2) 選定方法

応募者の受付後に、1次審査を行い、その結果を通知します。1次審査通過者は事業提案を行い、これに対し提案内容審査・ヒアリング等を行い、事業者の選定を行います。

#### (3) 選定基準

提案内容と市の財政支出の低減の両面を考慮した「総合評価方式」を予定しています。なお、選定基準の詳細は、応募要綱に示します。

### 5 - 2．募集及び選定のスケジュール

- |                |                   |
|----------------|-------------------|
| ・平成17年1月25日(火) | 第1回実施方針説明会(質疑・応答) |
| ・2月上旬          | 第2回実施方針説明会(質疑・応答) |
| ・2月下旬          | 特定事業の選定・公表        |
| ・3月上旬          | 応募要綱・選定基準発表       |
| ・3月中旬          | 応募要綱説明会(質疑・応答)    |
| ・3月下旬          | 応募登録、1次審査受付       |
| ・4月中旬          | 1次審査結果通知          |
| ・5月下旬          | 2次審査・事業提案書受付      |
| ・6月上旬～7月下旬     | 事業者選定作業(ヒアリングを含む) |
| ・7月下旬          | 事業者決定・発表          |

### 5 - 3．参加資格要件

応募者は、施設の運営を行う者及び施設の建設を行う者を含むグループ、または、これと同等の役割を担う能力を有する者とし、S P Cを構成することとします。応募者の資格要件は次のとおりとします。

また、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当する者、応募時に市の指名停止中である者及び本事業のアドバイザー等は、構成員となることができないものとします。

なお、本事業のアドバイザーは、株式会社エイトコンサルタントです。

(応募者の資格要件)

集客施設の運営能力を有していること

市の指名登録を受けていること

また、応募者又は協力事業者（SPCと直接業務契約を締結予定の者）において、建物等を建設する者は、

建設業法（昭和24年法律第100号）第3条の規定により、建築一式工事につき特定建設業の許可を受けた者であること

建設業法第27条の2第3第1項に規定する経営事項審査を受けた者であることとします。

5 - 4 . 応募にかかる提出資料

(1次審査)

- ・参加表明書
- ・グループ構成会社名と役割分担及び会社経歴
- ・直近3年の貸借対照表、損益計算書
- ・事業実施体制に関する事項
- ・事業のコンセプト
- ・情報ターミナルを含む施設の概略配置図、パース

(2次審査)

- ・設計（基本設計）・建設計画：施設の配置図、平面図、断面図、立面図
- ・運営・維持管理計画書
- ・事業計画書：資金計画、事業収支など事業計画全般に関する計画
- ・入札価格

5 - 5 . 審査の項目・基準の要点

- ・民間事業者に長期の事業責任を全うする能力があるか否かの観点での信用審査
- ・事業計画の健全性審査
- ・要求施設内容の技術審査
- ・市が事業者に支払うサービス対価の額のライフサイクルでの評価

5 - 6 . 審査体制

審査は、「養父市PFI事業審査委員会」が行います。

#### 5 - 7 . 第 1 回実施方針説明会の実施

本事業に関する民間事業者の参入促進に向け、実施方針に関する説明会を開催し、事業内容、募集及び選定に関する事項等について、市の考えを説明し、質問にお答えします。説明会の日時、開催場所及び参加も申込み方法等は、以下のとおりです。

##### ( 1 ) 開催日時

平成 17 年 1 月 25 日 ( 火 ) 午後 1 時 30 分から

##### ( 2 ) 開催場所

養父市八鹿文化会館展示室 TEL 079-662-6141

##### ( 3 ) 申込み方法

平成 17 年 1 月 21 日 ( 金 ) までに、参加申込書に記入の上、養父市政策監理部 八鹿振興課へ FAX にて申込みください。

##### [ 申込先 ]

〒667-8651 兵庫県養父市八鹿町八鹿 1 6 7 5

FAX 079-662-7491

## 6．事業者の責任の明確化等適性かつ確実な事業の実施の確保に関する事項

### 6 - 1．予想される責任分担及びリスクの分類・負担

#### 基本的な考え方

本事業における責任分担の基本的考え方は、適正なリスク分担を基に、より低廉で質の良いサービスを長期の契約期間において確実に利用者に提供することを目指すものです。したがって、市が提示する要件に係るものについては市の責任、設計・建設・運営・維持管理などについては選定事業者が責任を負うことを基本としています。

#### 予想されるリスクと責任分担

市と選定事業者との責任分担は、日本で行われているPFI事業の標準的なリスク分担を想定しています。但し、応募時の質問書の回答及び選定後の事業者との協議により契約において明文化していきます。

#### 事業実施状況のモニタリング

市は本事業の建設・運営・維持管理の状況のモニタリングを行い、契約に示す義務の履行について、チェックを行うと共に、契約違反などが明確になった場合はサービス対価の減額等を行うこととなります。

## 7. 施設の立地並びに規模及び配置に関する事項

### (1) 敷地条件

地番	養父市八鹿町高柳字野原 241 番 1 外
敷地面積	7,580 m <sup>2</sup> (地域交流ゾーン: 7,042 m <sup>2</sup> 、パスターミナルゾーン: 538 m <sup>2</sup> )
現況	造成後 更地
用途地域	指定なし
建ぺい率	60%
容積率	200%

### (2) 構造

主体構造が木造であることを基本とします。

## 8. 契約の解釈に関して疑義が生じた場合の措置に関する事項

契約の解釈について疑義が生じた場合、市と選定事業者は誠意を持って協議します。また、契約に関する紛争については、神戸地方裁判所豊岡支部を第一審の管轄裁判所とします。

## 9. 事業の継続が困難になった場合の措置に関する事項

本事業において、選定事業者は事業計画期間中契約に規定される条件に基づいて、施設の運営・維持管理を継続して行う必要があります。このため、契約には責任の所在に留意しつつ事業期間中に事業の継続が困難になった場合（事業者の経営が破綻し、又はその懸念が生じた場合など）の規定を明文化すると共に、その規定に従い対応することとします。

また、市は事業の継続を図るため、事前に規定される一定の重要事項について、選定事業者に資金を提供する金融機関と協議を行い、直接契約を行うことも検討します。



## 10．法制上金融上及び税制上の支援等に関する事項

### 10 - 1．法制上の支援に関する事項

本事業に関する「法」は、建築基準法、地方自治法、PFI法、道路法などの他、市条例が想定されます。これらについて、特に優遇措置などは考えていませんが、解釈等において明確でない部分が生じた場合は、学識経験者、国の意見等を充分反映して対処することとします。

### 10 - 2．金融上の支援に関する事項

本事業では、国等において講じられている融資制度など金融上の支援を可能な限り活用すべく検討するものとします。

### 10 - 3．税制上、その他の支援に関する事項

法改正等により、税制上、その他の措置が適用される場合には、それによることとします。

## 11．その他に関する事項

詳細は、応募要綱の中で明確にする予定です。また、本実施方針に対する意見は、今後の本事業において、出来るだけ反映させたいと思いますが、個別に対応をする予定はありません。

以上

### [ 意見受付窓口 ]

〒667-8651 兵庫県養父市八鹿町八鹿 1 6 7 5

養父市政策監理部 八鹿振興課 FAX 079-662-7491

### [ 意見受付期間と回答日 ]

意見受付期間：平成 17 年 1 月 24 日（月）～平成 17 年 1 月 27 日（木）

回答日：平成 17 年 2 月 4 日（金）説明会参加者及び質問者へ FAX にて回答

### [ アドバイザリーコンサルタント ]

〒700-8617 岡山県岡山市津島京町 3 丁目 1 - 2 1

株式会社 エイトコンサルタント

本社 事業本部第 1 事業部 FAX 086-252-8919

注) 意見受付は、FAXのみとさせていただきます。